（別紙２）

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準について（平成18 年12 月６日障発第1206001 号 厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知） 新旧対照表（変更点は下線部）

●現行

障発第1 2 0 6 0 0 1 号

平成18 年12 月６ 日

一部改正 障発第 0 4 0 2 0 0 2 号

平成1 9 年４ 月２ 日

一部改正 障発第0 3 3 1 0 1 9 号

平成20 年３ 月31 日

一部改正 障発第0 3 3 1 0 3 2 号

平成21 年3 月31 日

一部改正 障発 1 0 0 7 第３ 号

平成21 年10 月７ 日

一部改正 障発0 6 0 1 第４ 号

平成2 2 年６ 月１ 日

一部改正 障発0 9 2 8 第１ 号

平成23 年９ 月28 日

一部改正 障発0 3 3 0 第５ 号

平成24 年３ 月30 日

一部改正 障発0 3 2 9 第1 6 号

平成25 年3 月29 日

一部改正 障発0 9 3 0 第１ 号

平成2 5 年９ 月3 0 日

最終改正 障発0 3 3 1 第5 1 号

平成26 年3 月31 日

各 都道府県知事 殿

厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準について

障害者自立支援法（平成17 年法律第123 号。平成25 年４月からは障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律。以下「法」という。）第30 条第１項第２号イ及び第43 条の規定に基づく「障害者自立支援法に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準」（平成18 年厚生労働省令第171 号。平成25 年４月からは障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準。以下「基準」という。）については、平成18 年９月29 日厚生労働省令第171 号をもって公布され、本年10 月１日（指定共同生活介護事業所（平成26 年４月１日からは指定共同生活援助事業所。）における個人単位での居宅介護等を利用する場合の特例については平成19 年4 月１日）から施行されたところであるが、基準の趣旨及び内容は下記のとおりであるので、御了知の上、貴管内市町村、関係機関等に周知徹底を図るとともに、その運用に遺憾のないようにされたい。

なお、平成18 年４月３日付け障発第0403009 号当職通知「指定障害福祉サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等について」は平成18 年９月30 日限り廃止する。

記

第一 基準の性格 （略）

第二 総論 （略）

第三 居宅介護、重度訪問介護、同行援護及び行動援護

１ 人員に関する基準

1. ～⑸ （略）

⑹ 指定同行援護事業所の取扱い

1. （略）
2. サービス提供責任者の資格要件

指定同行援護事業所のサービス提供責任者は、次のア又はイの要件を満たすものであってウの要件を満たすもの、厚生労働大臣が定める者（平成18 年厚生労働省告示第556 号）第十号介護給付費等単位数表第10 の１の注２の２の厚生労働大臣が定める厚生労働省組織規則（平成13 年厚生労働省令第１号）第625条に規定する国立障害者リハビリテーションセンター学院に置かれる視覚障害学科（国立障害者リハビリテーションセンター学院養成訓練規定（昭和55 年厚生省告示第四号）第４条第１項に規定する視覚障害学科をいう。）の教科を修了した者又はこれに準ずる視覚障害者の生活訓練を専門とする技術者の養成を行う研修を修了した者

ア ⑵の②のアからオまでのいずれかの要件に該当するもの

イ 平成23 年９月30 日において現に地域生活支援事業におけるの移動支援事業に３年間従事したもの。

ウ 同行援護従業者養成研修応用課程を修了した者（相当する研修課程修了者を含む。）（ただし、上記アに該当するものについては、平成26 年９月30 日までの間においては、当該研修課程を修了したものと見なす。）

1. 暫定的な取扱いに係る留意点

⑹の②のイの地域生活支援事業の移動支援に３年間従事したものをサービス提　供責任者とする取扱いは暫定的なものであることから、平成26 年９月30 日までの間に、これに該当するサービス提供責任者は⑵の②のアからオまでのいずれかの要件を満たさなければならないものであること。

⑺・⑻ （略）

２～４ （略）

第四～第一七 （略）

●改正後

障発第1 2 0 6 0 0 1 号

平成18 年12 月６ 日

一部改正 障発第 0 4 0 2 0 0 2 号

平成1 9 年４ 月２ 日

一部改正 障発第0 3 3 1 0 1 9 号

平成20 年３ 月31 日

一部改正 障発第0 3 3 1 0 3 2 号

平成21 年3 月31 日

一部改正 障発 1 0 0 7 第３ 号

平成21 年10 月７ 日

一部改正 障発0 6 0 1 第４ 号

平成2 2 年６ 月１ 日

一部改正 障発0 9 2 8 第１ 号

平成23 年９ 月28 日

一部改正 障発0 3 3 0 第５ 号

平成24 年３ 月30 日

一部改正 障発0 3 2 9 第1 6 号

平成25 年3 月29 日

一部改正 障発0 9 3 0 第１ 号

平成2 5 年９ 月3 0 日

一部改正 障発0 3 3 1 第5 1 号

平成26 年3 月31 日

最終改正 障発1 0 0 1 第１ 号

平成26 年10 月１ 日

各 都道府県知事 殿

厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準について

障害者自立支援法（平成17 年法律第123 号。平成25 年４月からは障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律。以下「法」という。）第30 条第１項第２号イ及び第43 条の規定に基づく「障害者自立支援法に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準」（平成18 年厚生労働省令第171 号。平成25 年４月からは障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準。以下「基準」という。）については、平成18 年９月29 日厚生労働省令第171 号をもって公布され、本年10 月１日（指定共同生活介護事業所（平成26 年４月１日からは指定共同生活援助事業所。）における個人単位での居宅介護等を利用する場合の特例については平成19 年4 月１日）から

施行されたところであるが、基準の趣旨及び内容は下記のとおりであるので、御了知の上、貴管内市町村、関係機関等に周知徹底を図るとともに、その運用に遺憾のないようにされたい。

なお、平成18 年４月３日付け障発第0403009 号当職通知「指定障害福祉サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等について」は平成18 年９月30 日限り廃止する。

記

第一 基準の性格 （略）

第二 総論 （略）

第三 居宅介護、重度訪問介護、同行援護及び行動援護

１ 人員に関する基準

1. ～⑸ （略）

⑹ 指定同行援護事業所の取扱い

1. （略）
2. サービス提供責任者の資格要件

指定同行援護事業所のサービス提供責任者は、次のア又はイの要件を満たすものであってウの要件を満たすもの、厚生労働大臣が定める者（平成18 年厚生労働省告示第556 号）第十号介護給付費等単位数表第10 の１の注２の２の厚生労働大臣が定める厚生労働省組織規則（平成13 年厚生労働省令第１号）第625条に規定する国立障害者リハビリテーションセンター学院に置かれる視覚障害学科（国立障害者リハビリテーションセンター学院養成訓練規定（昭和55 年厚生省告示第四号）第４条第１項に規定する視覚障害学科をいう。）の教科を修了した者又はこれに準ずる視覚障害者の生活訓練を専門とする技術者の養成を行う研修を修了した者

ア ⑵の②のアからオまでのいずれかの要件に該当するもの

イ 平成23 年９月30 日において現に地域生活支援事業におけるの移動支援事業に３年間従事したもの。

ウ 同行援護従業者養成研修応用課程を修了した者（相当する研修課程修了者を含む。）（ただし、上記アに該当するものについては、平成30 年３月31 日までの間においては、当該研修課程を修了したものと見なす。）

1. 暫定的な取扱いに係る留意点

⑹の②のイの地域生活支援事業の移動支援に３年間従事したものをサービス提供責任者とする取扱いは暫定的なものであることから、平成30 年３月31 日までの間に、これに該当するサービス提供責任者は⑵の②のアからオまでのいずれかの要件を満たさなければならないものであること。

⑺・⑻ （略）

２～４ （略）

第四～第一七 （略）